

平成 31 年度税制改正に関する要望

平成 30 年 9 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所協議会

我が国経済は、長期にわたる持続的かつ安定的な政権運営の下、政府・日本銀行の大胆な金融政策、機動的な財政政策、経済成長のための施策の推進により、企業収益が過去最高の水準に達する中、雇用・所得環境も大きく改善しており、今後も回復が続くことが期待されております。

政府の「未来投資戦略 2018」においては、活力ある金融資本市場の実現を通じて円滑な資金供給を促進するという方針が掲げられ、家計の安定的な資産形成の促進、金融資本市場の利便性向上と活性化等、証券業界・資産運用業界に関連する施策が含まれており、こうした施策が着実に実行に移されることで我が国経済が持続的な成長を遂げていくこととされております。

我々証券業界及び投資信託業界としても、この「未来投資戦略 2018」に盛り込まれた施策の具体化・実行に向けて積極的に貢献するとともに、投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現を通じて「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進に資するよう、全力で取り組んで参ります。

つきましては、平成 31 年度税制改正に関し、家計の自助努力による資産形成を支援するため、つみたて NISA の投資可能期間（制度期限）を延長すること、世代間の資産承継を円滑にするため、上場株式等の相続税評価を見直すことなど、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

1. つみたて NISA の制度期限の延長、NISA 制度の恒久化・根拠法の制定等

- ① つみたて NISA について、平成 49 年までとされている投資可能期間（制度期限）を延長することにより、来年以降に投資を開始しても投資可能期間が少なくとも 20 年となるようにすること
- ② NISA（つみたて NISA・一般 NISA・ジュニア NISA）制度を恒久化すること
- ③ NISA（つみたて NISA・一般 NISA・ジュニア NISA）が国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA 法）を制定すること
- ④ 取得後 20 年又は 5 年とされている NISA（つみたて NISA・一般 NISA・ジュニア NISA）の非課税保有期間を恒久化又は延長すること

2. NISA の利便性向上等

- ① 成年年齢引下げに伴い、つみたて NISA・一般 NISA の対象年齢を 18 歳以上とすること
- ② ジュニア NISA の払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること
- ③ 一般 NISA・ジュニア NISA のロールオーバーに係る移管依頼書の電磁的提出について、特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われる場合に限り認められているが、本人確認の措置を講じることによりその範囲を拡大すること
- ④ つみたて NISA・一般 NISA について「非課税口座異動届出書」の提出による当年中の勘定の変更を認めること
- ⑤ NISA（つみたて NISA・一般 NISA）制度利用者が出国する場合に、NISA 口座において現に保有している上場株式等について継続的に配当等の非課税の取扱いを可能とする措置を講じること
- ⑥ NISA（つみたて NISA・一般 NISA・ジュニア NISA）口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得を認めること

3. 確定拠出年金制度の拡充等

- ① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ② 確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること
 - 拠出限度額の引上げ
 - マッチング拠出の弾力化
 - 中途引出要件の緩和

- 加入者資格喪失年齢の引上げ
- 老齢給付金の支給要件の緩和等

Ⅱ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税評価等の見直し

- ①上場株式（ETF 及び REIT 等を含む。）及び公募株式投資信託（以下1.において「上場株式等」という。）の相続税評価額を見直すこと
- ②急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること
- ③世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、以下の措置を講じること
 - 被相続人が相続発生の3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の30%に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること
 - 被相続人がつみたてNISA・一般NISAで保有していた上場株式等については、相続税を非課税とすること
- ④相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

2. 教育資金一括贈与制度の延長及び拡充

- 教育資金一括贈与制度の適用期限を延長するとともに、上場株式等により運用を行った場合の損失について贈与税を課さないこととし、金融商品取引業者等における領収書等の管理を廃止するなど手続の簡素化を図ること

3. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

Ⅲ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

1. 金融所得課税一体化の促進等

- ①デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること（注1、注2）

（注1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること

（注2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

- ②金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

- ③未上場株式（その募集が公募により行われていること、有価証券報告書を提出している法人により発行されたものであることその他一定の要件を満たすものに限る。）について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例並びに譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

2. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

3. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図ること

4. 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ①投資信託等（証券投資信託・ETF・JDR・REIT等）に係る外国税額控除制度について、控除外国税額の計算方法や適用要件等を見直すこと
- ②SPC等を通じて海外不動産に投資する投資法人について、当該SPC等を外国子会社合算税制における合算対象から除外すること
- ③投資法人等に措置されている登録免許税及び不動産取得税の軽減措置を延長すること

IV SDGs（持続可能な開発目標）推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税、法人投資家については法人税において、特別な控除を可能とする制度を創設すること）

V 市場環境の整備及び投資者の利便性向上のための税制措置

1. 特定口座の利便性向上

- 上場会社の役員等が付与された事後交付型の株式報酬について、その交付時に特定口座への受入れを可能とすること

2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ①外国金融機関等の債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、適用対象を外国ファンドまで拡大する特例措置の適用期限（平成31年3月末まで）を延長するとともに、対象債券の拡大を図ること
 - ②B E P Sプロジェクト（注）の勧告等を踏まえた過大支払利子税制の見直しを検討する場合には、企業の実態や金融資本市場に及ぼす影響を考慮した慎重な検討を行うこと
- （注）B E P S（Base Erosion and Profit Shifting）：税源浸食と利益移転

VI その他の税制措置

- ①納税者が金融商品取引業者等にマイナンバーを告知しており、当該金融商品取引業者等から所轄税務署長に対して当該納税者のマイナンバーが記載された法定調書が提出されている場合には、初年度に限り当該納税者に係る一定額の所得税額の特別控除を認めること
- ②証券分野におけるマイナンバーの利活用の促進など必要な法制上の措置が講じられる場合には、あわせて税制上の所要の措置を講じること
- ③内国法人が行う税法上の告知や告知書の提出に際して、例えば、取引先持株会の事務局は、内国法人である会員から法人番号通知書の写し等の提示を受ける義務があるが、取引先持株会の事務局が国税庁の法人番号検索サイトにより当該内国法人の法人番号を確認した場合には、当該内国法人による法人番号通知書の写し等の提示を不要とすることができるようにすること

④上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

以 上